

# みどり通信

第144号 2007. 9. 6

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX 2 活用事例	P11
● 税務	P5	● ニューフェイス	P12
● 社会保険	P6	● これからの研修	P12
● 生命保険	P7	● あとがき	P12
● 一倉 定 経営心得	P8	● 営業カレンダー	P13
● 税務相談	P9		



加茂文化会館

10月20日には、ショパン弾きで有名なスタニスラフ・ブーニンのピアノリサイタルが行われます

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、9月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『当事務所の重点支援業務は 「月次決算と目標経営に」よる中小企業支援!!』

先日、中小企業基盤整備機構より電話を頂き、11月に「中小企業の会計」についてのセミナー講師を引き受けていただけないかと打診。快く受託させていただいたところでは。

昨日、この主催者側の関係者より、このセミナーのチラシを作成するので私の専門分野を教えて欲しいという問い合わせ。そこで、改めてこの場を借りて当事務所についてPRしたいと思います。

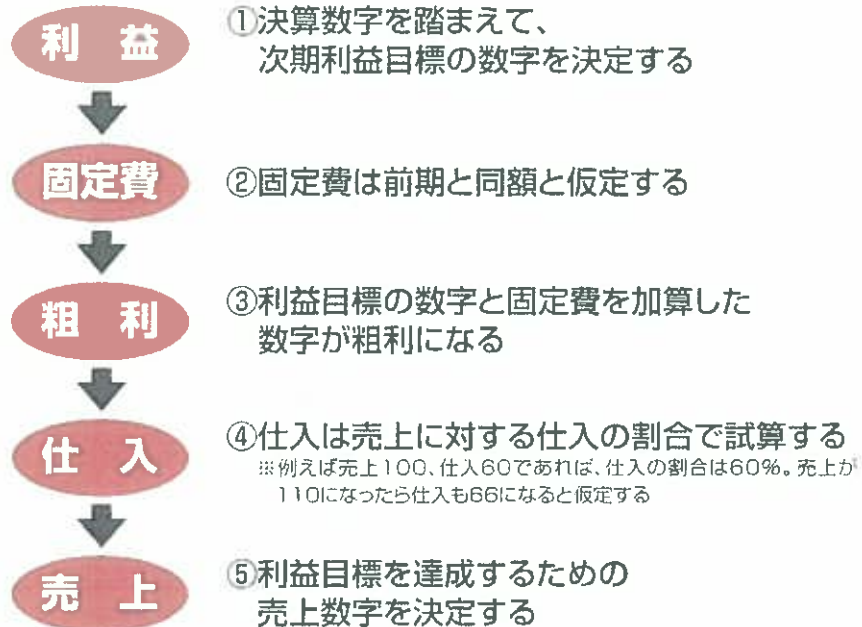
このホームページをご覧いただければご理解いただけると思うのですが、最も力を入れている業務の一つはなんと言っても**「月次決算と目標経営による中小企業支援」**であります。

企業経営を行うにあたって、年1回の決算は必ず行わなければならないものですが、とにかく「税務署に申告書を出さなければならないから、仕方なく決算書をつくっている」という経営者の方もおられるのではないのでしょうか。

決算書作成の真の目的は、誰に報告するものでもなく、**「倒産を防止するために経営者が自らに報告するために作成するもの」**といっても過言ではありません。更にその作成する決算書は当然「健全な事業経営のためにはタイムリーな決算」が要求される所以です。

## 最初に決めるのは利益目標である

決算書上、一番最後に確定する利益を最初に決めてから、売上目標を決定しよう



### 現在の決算状況

売上3億円  
仕入1億円  

---

粗利2億円  
固定費1.8億円  

---

営業利益2,000万円

営業利益を  
2倍にするには、  
売上をいくらに  
すればよいか？

売上3.3億円  
仕入1.1億円  

---

粗利2.2億円  
固定費1.8億円  

---

営業利益4,000万円

単純に売上を2倍にするのではなく、  
売上を10%アップさせれば  
営業利益が2倍になる

年次決算は、毎月の業績の積み上げであるため、「タイムリーな月次決算」が必要ということになります。

月次決算とは言葉どおり、毎月決算をすることで、今月はいくら黒字だったか？いくら赤字だったか？会社に資金はいくら残っているか？を毎月理解することでありま。月次決算によって毎月の通帳残高と資金繰り表だけで判断していたことが、いかに危険なことかが一目瞭然となります。



リアルタイムに月次決算を行うことによって

- ① 毎月の正しい業績が把握できる。
- ② 赤字の場合は、どこがその原因かが明確となる。
- ③ どこに手を打てば利益ができるかが明確となる。
- ④ 資金繰りの現状がわかる。
- ⑤ 安定した資金繰りが実現できる。
- ⑥ 銀行と対等に折衝ができる。

いずれにしても、タイムリーな月次決算を行うことにより、**自社の現状が把握**でき、問題点を見いだすことが可能となります。

それに対して、1年後あるいは3年後5年後のあるべき会社の姿を具体的数字に描き、経営計画を策定することが本来あるべき姿を目指す羅針盤となるわけです。

その結果

- ⑦ **生き残るために必要な売上高や粗利益額を決めた利益計画や販売計画をおりこんだ経営計画を月次計画に落とし込むことが可能となります。**

それによって、毎月の月次決算の結果と対比することにより、

「どれだけ目標を達成できているか」

「計画とのズレはないか」

「計画通りに行かない場合はどこに問題があるのか」

「どこに手を打てば達成できるのか」



という経営判断が可能となるわけです。それによって、会社が行わなければならない戦略戦術が明確化し、会社が一致団結して業績改善や業績アップを可能ならしめることになると確信しているところです。

以上の理由が、「月次決算と目標経営による中小企業支援」を当事務所の重要な業務と位置づけて取り組んでいる理由であります。

**⑧ また、月次決算を行うことによって、決算の数ヶ月前には、到達地点(決算日)の業績がかなりの精度で予想することができます(そのための決算事前検討会を実施いたします)。**

従って、**事前節税の提案**が余裕を持って提示できるため、納得いく形での納税が行えることにもなります。

決算締めてみないとわからないといったやり方では、いわれるままに無駄な税金を払ってしまうことにもなりかねませんから。

税理士 山口 昇





# 税 務

平成19年度税制改正

## 減価償却制度の見直し ②

償却率（税務上定められた年数で当期に経費化できる額の算出に用いる率）の改正と償却可能限度額・残存価格の廃止などにより早期に償却が可能になりました。

今回同封の「事務所通信臨時増刊 減価償却制度・役員給与等の実務対応特集」の3ページ図1の（例）のように。

旧定率法（19年3月31日以前に取得し事業の用に供した）の場合、耐用年数が10年の資産でも、10年間の減価償却費の累計は90%程にとどまり、13年経過時点でようやく償却が終了。

なお旧定率法では、取得価格の5%は償却してはならず（償却可能限度額）、実際は13年かかって、95%までしか経費化できませんでした。残りの5%はその資産を廃棄したり売却してしまうまで、例えば30年でも50年でも資産に計上しておかなければいけませんでした。

今回の改正により、19年4月1日以降に事業の用に供した資産は耐用年数経過時点で1円（備忘価格）残した額まで償却が可能になりました。

（例）の耐用年数10年の場合、1～4年目と8～10年目の各期の償却限度額も改正前より増加しています。

年数	旧定率法		新定率法	
	償却限度額	償却累計額	償却限度額	償却累計額
1年目	206,000	206,000	250,000	250,000
2年目	163,564	369,564	187,500	437,500
3年目	129,869	499,433	140,625	578,125
4年目	103,116	602,549	105,468	683,593
5年目	81,874	684,423	79,101	762,694
6年目	65,008	749,431	59,326	822,020
7年目	51,617	801,048	44,495	866,515
8年目	40,984	842,032	44,583	911,098
9年目	32,541	874,573	44,583	955,681
10年目	25,837	900,410	44,318	999,999
11年目	20,515	920,925	—	—
12年目	16,289	937,214	—	—
13年目	12,786	950,000	—	—
	残存価額	50,000円	備忘価額	1円

## 社会保険

# 厚生年金保険料率が 平成19年9月分（10月納付期限）から変更されます

### ●9月分からの厚生年金保険料率は、14.996%となります

政府管掌健康保険の厚生年金保険料率は、平成16年6月の法改正で、平成16年10月～平成29年9月までの間、毎年0.354%ずつ段階的に引き上げられることが決定しています。平成19年9月分（10月納付期限）からは、14.996%（現在は14.642%）となり、平成20年8月まで当保険料率が適用されます。

（注）健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認くださいようお願いいたします。



### ●当事務所PX2(TKCシステム)をご利用の方

PX2、PX3では、既に2004年9月分で毎年の厚生年金保険料率の改定に対応済みです。

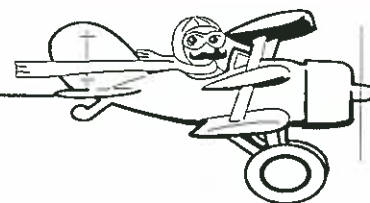
そのため、2004年9月版以降のプログラムが登録済みであれば、厚生年金保険料率改定に伴うプログラム更新は不要です。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



今回のテーマ

無診査で終身保険？



近頃、「医師の診査なしで加入できる終身保険」を耳にされる機会が多いと思います。では、医師の診査なしで加入できる終身保険【無選択型終身保険】とは、どのような保険なのでしょう？詳しくご紹介いたします。



もしもの時にかかる費用の負担を減らせればと思うのじゃが…  
生命保険はあきらめているからなあ。

もしもの場合、葬儀費だけでも300万円以上かかるのね。  
その上入院もしていたら一時的にかかる費用は思いのほか大きいわ！！



そんな方のために無選択型終身保険！

対象年齢は40歳以上の方で、健康状態や年齢が高いなどの理由で保険をあきらめている方のための保険です。

ご加入時に、病歴の告知や医師の診査は必要ありません。

その分、毎月支払う保険料が割高になります。

また、保険金額はそれほど高額にはできません。  
(500万円程度となります)



★無選択終身保険★消費者アンケート結果★

- 54歳男性○日本の保険会社にも優れた保険が出てきた！
- 60歳女性○入るときに告知が要らないから楽だね。
- 63歳男性○少し高いが、納得の保険だ。
- 61歳男性○掛け捨てではなく、気軽に入れる保険。



【無選択型終身保険】のご契約年齢は、40～75歳までとしている所や、50～80歳を対象としている所など保険会社によって異なります。具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。



# 一倉定の経営心得シリーズ

その八十三

開発部門は独立させ、社長直轄とせよ。

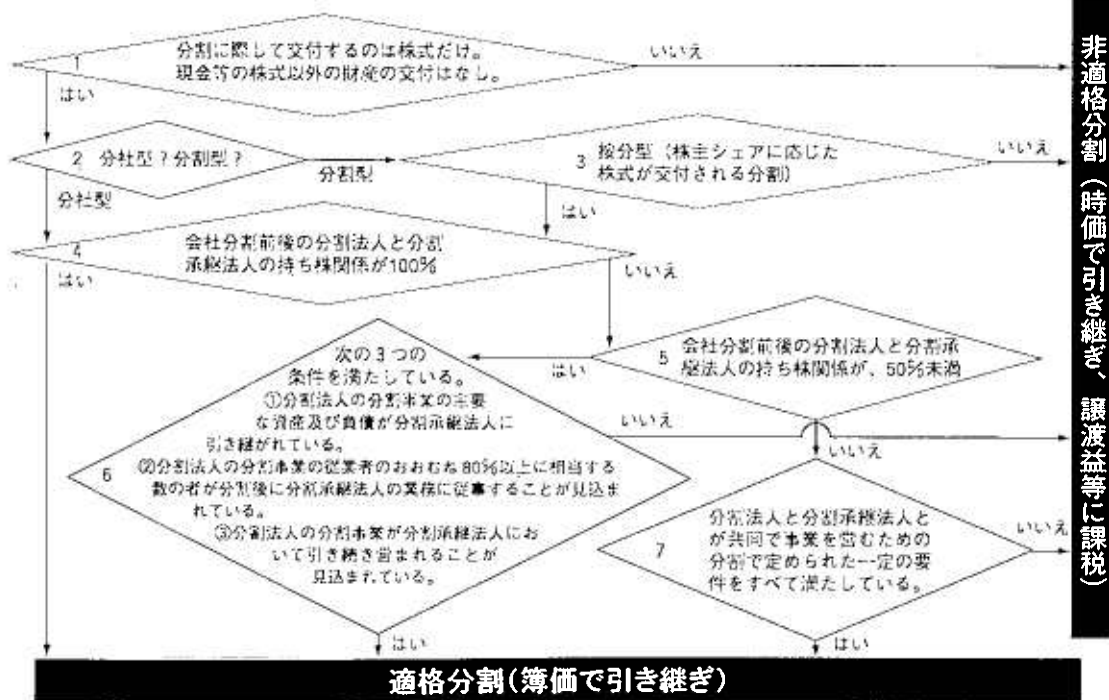
未来事業は、それが新商品の開発であれ、販売促進であれ、マーケットの開拓であれ、現事業と完全に分離しなければならぬのである。

現事業と未来事業を兼任させるくらいなら、むしろ未来事業などというきれいごとはやめた方がよい。形だけつくっても、実質的には何もないと同じだからである。人がいないというなら、社長自ら取り組むべきである。それができないなら、専任者をおくということになるのだ。：

次に、未来事業部門は必ず社長直轄でなければならぬ。専任者を、技術部長などのもとにつけるようなことをしてはならない。現事業の兼任と同じことだからである。：

もし未来事業部門を社長直轄としなければ、わが社の将来の運命を決める未来事業を社長自らやらないということになる。こんな大きな誤りはない。

〈図3〉適格分割判定フローチャート



非適格分割 (時価で引き継ぎ、譲渡益等に課税)

のとして、譲渡損益を認識するのが原則です。しかし、企業が組織の再編成 (分割、合

併等)を行うに際して、有償無償にかかわらず、このような場合に譲渡益課税を行うと、本来の目的である企業再編が阻害されてしまう恐れが生じてしまう場合が考えられます。

そこで、一定の要件が満たされている会社分割については、組織の再編成により資産及び負債を移転した場合、移転資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐことにより、譲渡損益の計上の繰り延べを認めることとしていきます。これを「適格分割 (税制適格組織再編)」といいます。

具体的には、図3のとおりです。

なお、非適格分割となった場合は、含み益のある資産 (土地や有価証券) については分割法人において資産の譲渡益が発生し、また分割法人の株主についてもみなし配当課税や譲渡益課税が生じることとなります。

会社分割のポイント

会社分割の成否は、分割による税負担の有無だけではなく、その分割の方法及びメリット・デメリットを十分理解したうえで、決定することがポイントです。

そのためには、十分な時間をかけた打ち合わせが必要です。実際に会社分割を終了するまでにかかる期間は、最短でも二カ月は必要と思われる。

お知らせ

◆第六回波沢栄一賞 募集

○対象者：波沢栄一 の精神を受け継ぐような企業活動と社会貢献を行っている、地域に根ざした企業の経営者とします。

\* 地方公共団体や、商工経済団体、社会福祉団体など関係団体からの推薦とします (自薦不可)。

○応募方法：推薦に当たっては、波沢栄一賞推薦書に記入のうえ、必要書類を添付し、志願先まで郵便またはEメールで送付してください。様式はホームページアドレスからダウンロードすることもできます。

http://www.pref.saitama.lg.jp/A22/PR/2007shuwa/index.htm

○関係団体の例：①商工会、商工会議所などの商工関係団体 ②経営者協会などの経済関係団体 ③社会福祉協議会などの福祉関係団体 ④日本赤十字社などの支援関係団体 など

○選考方法：波沢栄一賞選考委員会での審査を経て、埼玉県知事が決定します。

○応募締切、発表：平成十九年十月十日 (木)

平成二十年一月に発表し、二月に表彰を行います。

○応募先  
埼玉県総合政策部 文化振興課 波沢栄一賞担当  
〒330-0901  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三二一五  
TEL: 〇四八八三〇一八七  
FAX: 〇四八八三〇四七五  
Eメール: a26f01@pref.saitama.lg.jp

◆平成十九年中小企業実態基本調査にご協力ください

○調査実施主体：経済産業省中小企業庁

○調査の目的：中小企業の財務情報、経営情報、設備投資動向等を把握するための調査

○調査の範囲：中小企業基本法で定義する中小企業

○調査の方法：全国の中小企業 (個人企業を含む) 約一〇万六〇〇〇社を無作為に抽出

郵送調査 (中小企業庁へ送付) / 調査対象 (記入・返送) / 中小企業庁

○調査実施時期  
○調査票配布：平成十九年八月十七日  
○回答期限：平成十九年九月十八日

○問い合わせ先：「中小企業実態基本調査」事務局  
TEL: 〇二〇四三三六六  
中小企業庁ホームページ  
http://www.schusho.met.go.jp/sondai/kyosai/kaiho/index.htm

# 会社を分割する場合の税務上の取り扱い

山口 昇 税理士

## Q

当社は新潟県内で、金属製品の製造販売を行っている株式会社です。製造は本社を中心に行っていますが、販売拠点は首都圏に置いています。ついでに、発展的に本社から販売部門を分社させ、製造部門と販売部門をそれぞれの会社として経営しようと考えていますが、分社に当たっての税務上の留意点を教えてください。

## A

### 分割のメリット

近年における企業を取り巻く環境は多様化、複雑化し、企業の存続のための合併、会社分割等による組織の再編成が急務となっています。会社分割は、多角化した部門や企業規模を適正にする際に用いられる手法です。また、不採算部門の切り離しや異なる企業の同一部門をお互いに分

離統合する場合にも行われます。

会社分割の具体的なメリットは、①事業ごとの経営成績や財政状態が明確となり、経営責任も明確となる、②リスクを分散することが可能となる、③企業規模が小さくなると思決定が迅速化する、④会社が分社されると複数の後継者にそれぞれ事業承継させることが可能となる等です。

それに対して、デメリットとしては、①会社分割すると損益通算ができない、②事務作業負担が増える、③グループプータル

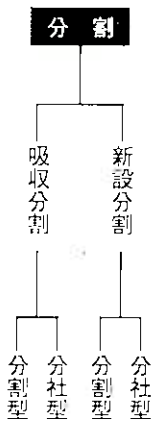
での経営成績や財政状態が一目でわからない等です。

### 会社分割の方法

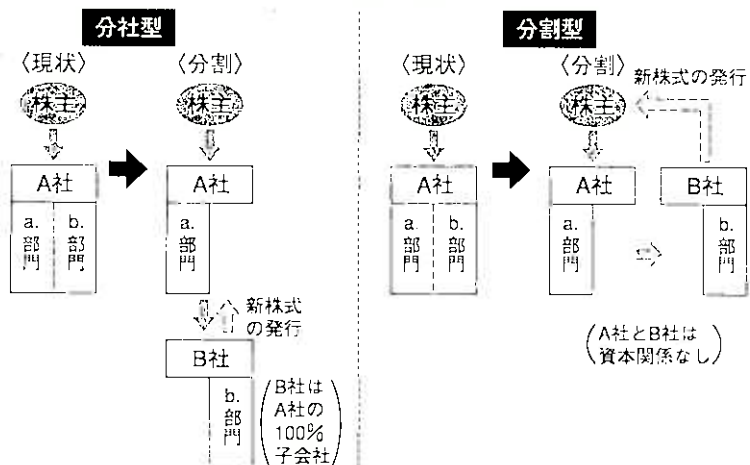
会社分割は、一般的には「新設分割」と「吸収分割」に大別されます。新設分割及び吸収分割ともに、設立（承継）会社の株式を分割会社の株主に付与する「分割型」、分割会社自身に付与する「分社型」に区分することができます（図1、図2）。

分割の方法が決まったら次に、①どの事業を分割するのか、②分割日及び分割の日程をいつにするのか、③役員を選任はどうするのか、④分割する財産の範囲はどうするのか、⑤営業権の評価はどうするのか

〈図1〉 会社分割の区分



〈図2〉 新設分割の場合



等々、基本事項の決定をしなければなりません。また、会社分割前に、会社と従業員が事前に協議することも求められています（「会社の分割に伴う労働契約の承継に関する法律」）。

### 分割の場合の税務上の取り扱い

法人がその有する資産及び負債を他に移転した場合には、有償無償を問わず時価をもってその資産及び負債の移転があったも



# 変動損益計算書を利用して分かることは？

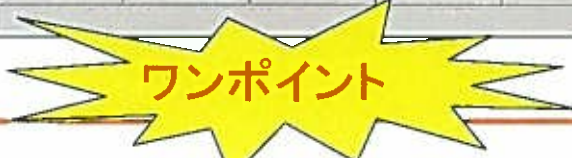
## その2 N社(ニット製造業)の場合

N社の社長はFX2を導入して変動損益計算書を活用しています。  
**売上高**や**限界利益(粗利)**そして**経常利益(最終的に手元に残るお金)**が前年と比較してどうなっているのかに注目しています。  
 社長が変動損益計算書を見ていて気づいたことは前年と比べ、売上は上がりましたが固定費が増加しています。新商品製造の為人件費が増加したことは分かりましたが、他の固定費が増加した原因が分かりません。変動損益計算書から原因を追求したところ、水道光熱費が増加しているのが判明しました。考えてみると今年の夏は猛暑で工場内では早い時期から冷房をつけていました。しかも風の向きが一方向にしか行っておらず非効率な状態。それを改善するため風を全体に行き渡るようにしたところ、温度も低くしなくとも室内温度を下げることに成功、ひいては微々たるものながらも水道光熱費を抑えることに成功しました。

関全社業績の問合せ										
本日:平成16年6月30日(水)										
総括表		当期実績			前年同期との比較			予算との比較		
行	項目	当期	構成比	前年同期	構成比	前年比	当期予算	構成比	予算比	
1	純売上高	511,302	100.0	508,520	100.0	100.3	510,497	100.0	100.2	
変動費	期首たな卸高	49,480	9.7	33,508	6.6	147.2	49,430	9.7	100.0	
	仕入高	232,507	45.5	236,432	46.5	98.3	227,380	44.5	102.3	
	他の変動費	90,833	17.8	103,720	20.4	87.6	90,000	17.6	100.9	
	月末たな卸高	24,789	4.8	23,539	4.6	105.3	25,000	4.9	99.2	
	共通原価配賦		0.0		0.0			0.0		
	変動費合計	348,032	68.1	350,222	68.9	99.4	341,860	67.0	101.8	
	限界利益	163,269	31.9	158,304	31.1	103.1	168,637	33.0	96.8	
固定費	人件費計	73,127	14.3	70,013	13.8	104.4	72,232	14.2	101.2	
	その他固定費計	41,739	8.2	40,115	7.9	104.0	42,836	8.4	97.4	
	部門固定費計	114,867	22.5	110,129	21.7	104.3	115,118	22.6	99.8	
	部門達成利益	48,402	9.5	48,175	9.5	100.5	53,519	10.5	90.4	
	設備費計	24,279	4.7	23,807	4.7	102.0	26,161	5.1	92.8	
	部門貢献利益	24,122	4.7	24,367	4.8	99.0	27,358	5.4	88.2	
	共通固定費配賦		0.0		0.0			0.0		
	固定費合計	139,146	27.2	133,936	26.3	103.9	141,278	27.7	98.5	
17	経常利益	24,122	4.7	24,367	4.8	99.0	27,358	5.4	88.2	

売った  
 買った  
 儲けた  
 使った  
 残った

攻めの戦略  
 守りの戦略



**守りの戦略...**  
 固定費を減らすことで経常利益を確保するための戦略  
 具体的には水道光熱費を減らす、接待交際費を減らす など

**些細なことでも気付く事は大切！  
 変動損益計算書なら気付きと原因追求に役立ちます！！**

# ニューフェイス

8月21日に入社させていただきました、桑原正和と申します。

ただ今、所内で一日でも早く仕事を遂行できるよう勉強しております。事務所内の雰囲気はとても良く、毎日、楽しく過ごしております。

これから色々な講習、研修等にも積極的に参加し、先輩たちから色々ご指導を受けながら、日々、仕事に精進していきたいと思っています。仕事以外でも、資格取得に励み、今までと同様、向上心を持ちながら勉強を続けていこうと思っています。

未熟者ではありますが、自分に磨きをかけて頑張ってまいりますので、何卒よろしく願いいたします。



## これからの研修

掃除に学ぶ会	県立燕中等教育学校	9月8日(土) 8:30 ~ 12:00
経営者講座 新潟活学塾	当事務所研修室	10月3日(水) 13:30 ~ 15:00
TKC経営革新セミナー	加茂市産業センター	日程が決定しだいお知らせいたします

## あ と が き

「ゆで卵は、お湯から8分」—いままでの私の常識とは違いますが早速試してみました。教えてもらったとおり、おもしろいくらい殻がツルツとむけ、ゆで加減もgood! 我が家の常識になりました。

頭の固い私は、「〇〇はこうだから」と決めつけてしまうことが多く、偏った物の見方しかできずにいました。狭い考え方だったと思います。見方や物の考え方を変えることは難しいですが、今回のように他人の意見や考えを聞き、試してみる事ならできそうです。広い視野で物事を考えることができるようになりたいと思います。

(料理の基本とは異なりますが、「茶碗蒸しは、溶き卵にだし汁を加える」「枝豆はコップ1杯の水でゆでる」も我が家の常識になっています)

山 口 幸 子

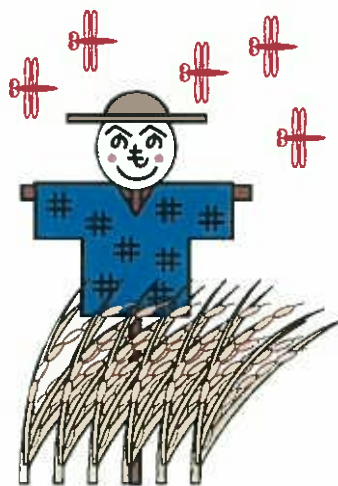


# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						



## 10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

### 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp